

『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌へ
編集委員が投稿した場合の取り扱い（覚書）

第1条 この内規は、「日本音楽教育学会編集委員会規定」第4条の2, 3, および第5条の2に基づき、本学会が発行する『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌へ編集委員が投稿した場合に必要な取り扱いについて、理事会と編集委員会との間で取り決めるものである。

- (1) 「日本音楽教育学会編集委員会規定」第10条により、編集委員長は投稿することができない。
- (2) 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌は、会員からの投稿を主体とすることから、投稿以外の編集委員の執筆については、編集委員会での必要性を精査する。

第2条 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌に編集委員が投稿した場合は、編集委員長が理事会に対して編集委員の投稿があった旨を報告し、採否の決定を理事会の判断に委ねる。

第3条 前条の報告を受けた理事会は、「採否決定のための臨時委員会」（以下「臨時委員会」）を設ける。採否決定のための臨時委員会は、2名の理事によって構成する。採否の決定は「日本音楽教育学会編集委員会規定」第4条の2, 3, および第5条の2に準じ、以下の方法で行う。

- (1) 臨時委員会は、『音楽教育学』に投稿された研究論文、研究報告、研究動向、論考、書評論文について複数の査読者に査読を依頼し、この結果をもとに採否を決定し、編集委員長に報告する。
- (2) 臨時委員会は、『音楽教育学』に投稿された前項以外の原稿について、その採否を決定する。
- (3) 臨時委員会は、『音楽教育実践ジャーナル』に投稿された原稿について採否を決定する。

※この規定は、平成28年4月1日より施行する。